

第3章 出席停止

小学校及び中学校で、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、市町村教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる（学校教育法第26条、第40条）。

この出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

平成13年7月には、学校教育法が改正され、要件の明確化、手続規定の整備、出席停止期間中の学習等の支援措置を講ずることを内容とする出席停止制度の改善が行われた（平成14年1月施行）。

平成14年度中に公立小学校及び中学校でとられた出席停止の措置の状況は以下のとおりである。

(1) 総件数

出席停止の措置がとられた総件数は37件である。

(表3 - 1) 出席停止の件数

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
小学校	1	1	0	0	0	0
中学校	50	56	84	55	51	37
計	51	57	84	55	51	37

(参 考) 平成8年度までの出席停止の件数(中学校)

60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
137	65	41	61	66	43	62	28	50	43	51	39

(2) 学年別・男女別件数

学年別にみると中学校3年生が最も多く、全体の51%を占めている。

男女別では、男子が89%、女子が11%となっている。

(表3-2) 出席停止の学年別件数

区 分	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
9年度	0	0	0	0	1	0	0	20	30
10年度	0	0	0	0	0	1	0	12	44
11年度	0	0	0	0	0	0	2	10	72
12年度	0	0	0	0	0	0	0	11	44
13年度	0	0	0	0	0	0	10	14	27
14年度	0	0	0	0	0	0	4	14	19

(表3-3) 出席停止の男女別件数

区 分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
男子	小学校	1	1	0	0	0	0
	中学校	49	51	78	49	44	33
	合計	50	52	78	49	44	33
女子	小学校	0	0	0	0	0	0
	中学校	1	5	6	6	7	4
	合計	1	5	6	6	7	4

(参 考) 平成8年度までの出席停止の学年別件数(中学校)

区 分	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第1学年	2	10	0	0	16	0	1	0	3	1	3	0
第2学年	21	9	10	6	12	11	23	6	11	16	10	13
第3学年	114	46	31	55	38	32	38	22	36	26	38	26
合 計	137	65	41	61	66	43	62	28	50	43	51	39

(参 考) 平成8年度までの出席停止の男女別件数(中学校)

区 分	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
男子	121	60	34	58	63	39	57	26	46	28	50	30
女子	16	5	7	3	3	4	5	2	4	15	1	9
合 計	137	65	41	61	66	43	62	28	50	43	51	39

(3) 出席停止期間中の主たる監護の場所

出席停止期間中の主たる監護の場所は、37件中、本人の家庭が32件、その他が5件である。

(4) 期間別件数

期間別では、7～13日が最も多く16件で全体の43%を占めている。

(表3 - 4)

区 分		1～3日	4～6日	7～13日	14～20日	21日以上
小学校	9年度	0	1	0	0	0
	10年度	0	0	0	0	1
	11年度	0	0	0	0	0
	12年度	0	0	0	0	0
	13年度	0	0	0	0	0
	14年度	0	0	0	0	0
中学校	9年度	10	6	17	4	13
	10年度	4	15	20	1	16
	11年度	35	10	19	14	6
	12年度	6	12	27	6	4
	13年度	3	7	32	8	1
	14年度	5	7	16	8	1
合 計	9年度	10	7	17	4	13
	10年度	4	15	20	1	17
	11年度	35	10	19	14	6
	12年度	6	12	27	6	4
	13年度	3	7	32	8	1
	14年度	5	7	16	8	1

(参 考) 平成8年度までの出席停止の期間別件数(中学校)

区 分	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1～3日	70	30	15	38	28	5	25	12	21	10	28	4
4～6日	53	21	13	9	17	18	7	8	12	11	13	8
7～13日	8	11	3	6	13	6	12	7	16	14	9	23
14～20日	1	2	2	4	4	12	9	0	0	4	1	4
21日以上	5	1	8	4	4	2	9	1	1	4	0	0
合計	137	65	41	61	66	43	62	28	50	43	51	39

(5) 主たる理由別件数

出席停止にした理由としては、暴力行為(対教師暴力,生徒間暴力,対人暴力,器物損壊)を主たる理由とするものが26件となっており,全体の70%を占めている。

(表3-5) 主たる理由別件数

区 分		対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物破損	授業妨害	いじめ	その他
小学校	9年度	0	0	0	0	0	0	1
	10年度	0	0	0	0	0	0	1
	11年度	0	0	0	0	0	0	0
	12年度	0	0	0	0	0	0	0
	13年度	0	0	0	0	0	0	0
	14年度	0	0	0	0	0	0	0
中学校	9年度	24	17	1	2	3	0	3
	10年度	22	27	1	2	3	0	1
	11年度	35	16	0	3	12	6	12
	12年度	19	22	0	1	7	6	0
	13年度	16	17	0	9	9	0	0
	14年度	15	11	0	0	3	5	3
計	9年度	24	17	1	2	3	0	4
	10年度	22	27	1	2	3	0	2
	11年度	35	16	0	3	12	6	12
	12年度	19	22	0	1	7	6	0
	13年度	16	17	0	9	9	0	0
	14年度	15	11	0	0	3	5	3

(参 考) 平成8年度までの主たる理由別件数(中学校)

区 分	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
対教師暴力	13	15	14	26	19	12	30	6	21	12	14	9
生徒間暴力	34	11	10	14	14	24	20	13	16	24	16	14
器物損壊	2	0	8	5	0	3	6	2	10	0	9	3
授業妨害	50	8	5	4	4	1	0	0	0	4	1	9
いじめ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
その他	38	31	4	12	29	3	6	7	3	3	11	4
計	137	65	41	61	66	43	62	28	50	43	51	39